



目次

告示	ページ
◎高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務の委託 (人権・男女共同参画課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) (防災砂防課)	1
公 告	
○令和7年度製菓衛生師試験の実施 (薬務衛生課)	1
○港湾法による所有者不明の工作物等の措置 (港湾・海岸課)	1

告 示

高知県告示第305号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次のとおり委託したので、同条第2項の規定の例により告示する。

令和7年4月15日

高知県知事 濱田 省司

委託した者		委託の内容	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市本町四丁目1番37号	公益財団法人高知県人権啓発センター	高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

高知県告示第306号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を

急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年4月15日

高知県知事 濱田 省司

中土佐町笹場(2)

(1) 座標の位置

標柱番号	緯度	経度
1	北緯33度18分14秒3583	東経133度14分28秒7326
2	北緯33度18分13秒0663	東経133度14分28秒5167
3	北緯33度18分13秒3001	東経133度14分26秒5440
4	北緯33度18分14秒3566	東経133度14分25秒1963
5	北緯33度18分15秒3726	東経133度14分25秒6448

(2) 区域

座標1から座標5までを順次に直線で結んだ線及び座標5と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第307号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年4月15日

高知県知事 濱田 省司

津野町西の峰

(1) 座標の位置

標柱番号	緯度	経度
1	北緯33度26分15秒0022	東経133度00分13秒5063
2	北緯33度26分16秒5481	東経133度00分10秒4819
3	北緯33度26分23秒1589	東経133度00分14秒8734
4	北緯33度26分26秒2596	東経133度00分25秒4882
5	北緯33度26分25秒5187	東経133度00分26秒4532

(2) 区域

座標1から座標5までを順次に直線で結んだ線及び座標5と1を町道古味口日野地線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。ただし、平成13年12月国土交通省告示第1733号で指定した小西谷川砂防指定地区域、昭和50年4月国土交通省告示第806号で指定した大西谷川砂防指定地区域及び町道上古味口線の道路区域を除く。

公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、令和7年度製菓衛生師試験を次のとおり行う。

令和7年4月15日

高知県知事 濱田 省司

- 試験の日時  
令和7年7月9日（水）午後2時から午後4時まで
- 試験の場所  
高知市本町五丁目6-42 高知会館
- 試験手数料  
9,400円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 受験願書の提出期間  
令和7年5月29日（木）から同年6月5日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、令和7年6月5日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験願書の提出先  
(1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知市保健所  
(2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部薬務衛生課
- 合格者の発表  
令和7年7月28日（月）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。  
また、高知県健康政策部薬務衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
- その他  
受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部薬務衛生課（電話番号088-823-9672）又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶その他の物件（以下「工作物

等』という。)の措置を次のとおり行う。

令和7年4月15日

須崎港港湾管理者

高知県知事 濱田 省司

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

須崎市須崎港大間高架橋高架下

FRP船1隻(船名明神丸、船舶番号282-7929、船長約7メートル)

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に須崎港港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなければならない。

3 港湾管理者の措置

須崎港港湾管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を撤去させ、港湾法第56条の4第3項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第8項の規定により、当該所有者に当該工作物等の撤去及び保管に要した費用を請求するものとする。